

議会

No. 172



年頭のご挨拶

木島平村議会議長

湯 本 實



新年明けましておめでとうございます。村民の皆様方におかれましては、ご健勝にて清々しい新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

村民の皆様には、日頃から議会活動に對しまして、深いご理解と温かいご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、台風や異常気象による災害が全国各地で発生し、特に伊豆大島や京都では、一時間当たりの最大降水量が観測史上、最高を記録いたしました。また、埼玉県においては、過去に例のないような竜巻が発生するなど、全国各地で甚大な被害をもたらしました。

幸い、木島平村では大きな自然災害を受けることなく、比較的平穏な年でありました。

例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋経済連携協定）は、国民生活に直結する食の安全・安心、医療、保険など、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいるにも関わらず不安や懸念が払拭されないうまま、政府が交渉に参加をいたしました。関税が全て撤廃されれば、我が国の農業へ壊滅的な影響を及ぼします。我が国の農林水産業とその関連産業を崩壊させ、農山村の疲弊を招き、食料の安定供給を揺るがすTPPに対し、農林水産分野の重

要5品目などの聖域が確保できないと判断された場合の交渉撤退や情報の早期公開など、政府の慎重な対応を一層求めていきたいと思っております。

また、宮城県で開催された「米食味分析鑑定コンクール国際大会」でも、本村の3名が金賞に輝き、小学校の部では4年連続の金賞を受賞するなど、素晴らしい成績を得ることができました。

近年の美味しい米づくりへの関心の高さと、農作物の安全など心に対する意識が更に高まり、農を基軸とした村づくりが、未来に向けて展開されるものと実感しております。

そのほか、人口5千人を目指した村づくりに、過疎地域自立アクションプロジェクトが展開されております。

農業後継者育成、耕作放棄地活用、移住・定住促進など、議会といたしましても、この計画を着実に実行することにより、村の活性化、過疎からの脱却を図っていく必要があると考えております。

迎えました本年は、役場周辺整備と6次産業化を目指した農の拠点施設整備の本格着手など、重要案件への対応が多い年になります。

私たち議員も、新年を迎え、気持ち新たに議員一丸となって、議会改革と活性化、住みよい村づくりのために、真剣に取り組んでまいります。

村民の皆様の一層のご支援と御協力を心よりお願い申し上げます。

終わりに、平成二十六年が木島平村にとっても、村民の皆様方にとりましても、実り多き良い年となりますようご祈念を申し上げます。新年のご挨拶といたします。

議会に対するご意見をお聞かせください。

お電話の場合

☎82-3111(内線150番)

E-mailの場合

gikai@kijimadaira.jp

発行：木島平村議会

編集：議会だより編集委員会

平成25年 第4回(12月)定例会

～平成25年度 農の拠点施設整備事業ほか補正予算を可決～

平成25年第4回木島平村議会定例会(12月議会/11月29日～12月12日)において、条例案(4件)、補正予算案(7件)、事件案件(2件)を可決しました。

条 例 <可決>

○木島平村税条例【一部改正】

平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金の割合の見直しと平成26年度から平成35年までの10年間、個人村民税均等割額の500円引き上げ等、地方税法の改正などに伴う改正。

○木島平村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例【制定】

過疎地域に指定されたことに伴い、(※平成22年度から過疎地域に再指定)
租税特別措置法の規定により、製造業、情報通信技術利用事業及び旅館業の用に供する設備について、一定の要件を満たす場合に固定資産税の課税を免除する条例を制定するもの。
現在、該当物件はないが、条例制定し、今後に備えるもの。

○木島平村インフルエンザ等対策本部条例【制定】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、緊急事態宣言が発令された際に、村に対策本部を設置して対策にあたる必要があることから、法の規定に基づき、対策本部条例を新規に制定するもの。

○木島平村内山手すき和紙体験施設条例【一部改正】

地方自治法及び村の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、施設の管理運営を指定管理者に行わせることができるようにするために、条例の一部を改正するもの。
現在、当施設は指定管理制度を導入していない。

12月補正予算

<可決 ※ただし、萩原・丸山・江田・樋口の4議員は反対、
一般会計以外の会計については全員賛成>

○一般会計 補正額合計 301万3千円増額

《主な増額分》

- ・役場周辺整備事業地盤調査委託料 (483万円)
- ・情報化推進事業：事務用パソコン更新 ※オペレーションシステムの変更によるもの (210万円)
- ・介護給付費増額：介護保険特別会計へ繰出し (282万円)
- ・保育所管理運営事業：子育て支援制度に係る電子システム構築委託料 (350万円)
- ：特別保育、発達支援保育等保育士賃金 (188万円)
- ・農の拠点施設整備事業：既存建物構造調査委託料 (200万円)
- ：運営組織設立に伴う出資金 (1,500万円)
- ※不足する財源については、普通交付税で手当てをする。(1,809万4千円)
- ・小中学校パソコン更新 ※オペレーションシステムの変更によるもの (208万8千円) ほか。

《主な減額分》

- ・特別養護老人ホーム整備費補助金：過疎対策費 ※旧北部小学校を改築 (2,000万円) ほか。

○特別会計(主な補正)

- ・情報通信施設：消費税の確定申告による納付額の調整 (38万2千円 増)
- ・国民健康保険：医療費の決算見込みに合わせた保険給付費の調整 (1,536万円 減)
- ：後期高齢者支援金の歳出を決算見込みに合わせて調整 (1,553万5千円 増)
- ：保険税の歳入を国県支出金等の決定額に合わせて調整
- ・介護保険：介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費 (2,300万円 増)
- ：歳入で国県支出金及び支払基金交付金の決定額に合わせて調整
- ：一般会計及び支払準備金から繰入金を増額調整 (640万8千円 増)

- ・観光施設：雷被害によるスキーリフト修繕費 (98万1千円 増)
- ・下水道：消費税の確定申告による納付額の調整 ほか (144万2千円 減)
- ・水道事業会計：平沢減圧槽フロート弁の故障による修繕及び猿ヶ沢用水路改修費 (221万1千円 増)

審査意見

◆総務民生文教常任委員会

- ・役場周辺整備計画にあたっては、村民の声を十分活かしながら、建設費を抑え、維持コストのかからない設計になるよう心がけられたい。
- ・財政計画試算では、平成25年度末で24億円ある基金残高が、平成27年度末では、8億円ほどの残高になるとの試算が示され、村の財政状況は極めて厳しい状況になる。今後の財政運営を慎重にされたい。
- ・耕作放棄地対策として、ジャージー牛並びにサフォークを導入されたが、食用はもとより、観光、イベントの活用も視野に入れるなど、管理経費を抑える方法を検討されたい。
- ・農の拠点施設について、原案可決としたが、一部委員より反対意見があった。現時点で不確定要素も多いため、第三セクター設立にあたっては慎重を期されたい。なお、事業費の執行にあたっては、経費の追加がないようにされたい。

◆産業建設常任委員会

- ・内山手すき和紙体験の家の指定管理にあたっては、従来の経過も勘案のうえ、村の伝統文化として持続可能な運営ができるよう、現管理者と十分協議されたい。

修正動議

江田 宏子 議員

「三セク設立は、将来的に、財政に大きな負担を与えるリスクもあり、住民への十分な説明と合意形成」を行い、慎重に検討するよう総務省からも指針が出されている。本来は、出資金の予算化以前に、出資予定団体で「設立準備会」等を設置し、「細部にわたり十分協議を行い、しっかりした体制を整えた上で、設立に至るべきである。現状は、まだ、「出資予定団体」も「計画の中身」も曖昧という状況であり、住民合意は得られていない。ただでさえ、リスクの高い事業であるにもかかわらず、その設立手順も飛ばして短期間に慌てて進めることは、砂地に家を建てるのと同じであり、「議員の責任」としてゴーサインを出せる状況にない。村の将来を見据えた時、慌てて進めるより、開業時期を遅らせてでも、基礎固めをしっかりしなければ、かえって大きな損失になると判断する。

修正動議へ反対討論

大角六七人 議員

農の拠点施設建設にあたっては、6次産業化を目指して、施設整備と体制の整備に向けた取り組みが行われている。環太平洋連携協定への参加に向けた交渉。5年後の米の生産調整廃止等、農業を取り巻く国の情勢は一段と厳しさが増してきている状況の中、村が将来に渡って、農村として発展していくためには、農業従事者の高齢化と後継者不足、耕作放棄地対策、就業の場の確保等の山積する課題の解消と、新たな農業の転換は必要かつ急務であり、そのためにも農の拠点施設は重要な施設である。また、村民の福祉施策を充実させるためにも、産業の発展と雇用の確保は、そのベースとなるものであり、必要不可欠である。運営会社については、今後、村の農業振興の中心的な役割を担うものであり、村から提案されたように、村内企業や村民各位からの出資を得ながら、村民会社として設立し、指定管理として運営することは最善である。したがって、早期に新会社を設立し、万全な体制を組織し、準備を進めるために、補正予算に計上された、新会社設立に向けた出資金1,500万円は必要なものである。



修正動議へ反対討論する大角六七人 議員

ほかに修正動議に反対した議員は、小林貴彦・山崎純男・湯本隆幸・尾澤正功・湯本悦生・森 正仁 の6議員。



修正動議へ賛成討論する樋口勝豊 議員

ほかに修正動議に賛成した議員は、萩原由一・丸山勝敏・江田宏子の3議員。

修正動議へ賛成討論 樋口 勝豊 議員

農の拠点施設整備計画は、まだ概略が示されただけで、人的な問題をはじめ、詰めるべき課題が山積している。

示された収支計画書では、初年度は5,500万円の赤字、3年目でも3,000万円の赤字である。

それを、村費で毎年5,500万円づつ補填する計画で、5年の合計で2億7,500万円である。

このような計画でスタートし、挫折、破綻したならば、6次産業の成功もおぼつかなくなり、将来に禍根を残すことは必至である。

したがって、村民説明会を開くなど、民意に留意するよう心から求める。

新幹線開通などに合わせる必要は全くなく、開通後の交通状況を見てから、それに見合ったプランでいいと思う。

慌てることなく、1年でも2年でも、じっくり時間を掛けて、十分準備してから、成功の間違いない計画でスタートすべきである。

事 件

〈可決〉

○岳北広域行政事務組合規約【一部改正】

岳北行政組合規約に消防の事務に要する経費に、組合債の償還に係るケースがないことから、建設費と建設以外に分けて定めるほか、規律性について疑義が生じないように、現状に見合った内容に改めるもの。負担率等については、変更はない。

一部事務組合の構成市村議会の議決が必要となることから、規約の一部改正について提案をされたもの。

○工事委託に関する協定の締結

- ・ 契約の目的 木島平村特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定
- ・ 契約の相手方 日本下水道事業団
- ・ 契約金額 68,000,000円
- ・ 工期 平成25年12月12日（※議決日）から平成27年3月31日まで

陳 情

〈以下を採択し、国へ意見書を提出〉

- ・ 「特定秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める陳情
- ・ 「介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスを保障することを求める意見書」の提出を求める陳情
- ・ 原子力発電所再稼働させないことを求める陳情

発 議

〈以下を採択し、国へ意見書を提出〉

- ・ 特定秘密保護法の採決に抗議し廃止を求める意見書
- ・ 介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスを保障することを求める意見書
- ・ 原子力発電所の再稼働をさせないことを求める意見書

平成25年度 議員研修視察報告 小林 貴彦 議員

村議会では、11月11日から13日まで、九州方面への研修視察を実施しました。

今回は、林業と自然エネルギーをテーマに沿った視察を行いました。

熊本県球磨郡あさぎり町

株式会社 くまもと製材

今回視察をしました株式会社くまもと製材は、平成18年4月27日、林野庁のモデル事業である「新生産システム推進対策事業」として、国、熊本県、あさぎり町の協力を得て、川上から川下にいたる関係者が連携し、県下森林組合、製材業、民間木材市場等の幅広い参画のもと、原木消費量年間10万m以上の大規模な加工体制を有する「協同組合くまもと製材」を、平成19年5月24日に設立し、新工場を開設しました。

その後、平成25年8月1日に、協同組合から株式会社へと組織変更を行いました。

会社の運営にあたっては、素材の供給協定締結等による、安定的な取り引きにより、消費者のニーズに的確な対応をした製品づくりを行なうため、①適正な規模、機械能力選定、効率的な作業システムの構築等により、生産効率を向上させ、製材加工コストを削減すること。②バイオオマスの利活用による、コスト削減と環境に優しい施設運営に努めること。③製品マーケットの需要ニーズに対応し、品質と信用でお客様に支持される高品質な商品を作る



株式会社 くまもと製材 (全景)

ことにより、県産材の市場価値を高めることとする。』をモットーに取り組まれています。
これらの結果、素材生産、流通部門において削減されたコストと合わせて、森林所有者に収益を還元し、地域の林業、木材産業の活性化に繋げてもらっています。

会社の概要

○平成18年4月27日
熊本県が、全国で11地域の新生産システムのモデル地域のひとつに指定される。

○平成19年5月24日
協同組合くまもと製材5組合員により設立。

○平成25年8月1日
株式会社くまもと製材へ組織変更。

(役員 24事業体)

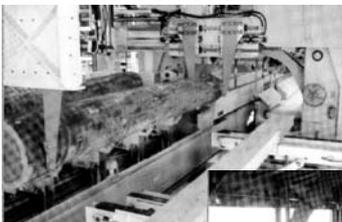
○代表取締役 1名

○取締役 4名 (うち常勤1名)

○監査役 2名

○資本金 9999万円

製材工場棟 製材機



木屑焚きボイラー外観



製材工場棟 内観

製材工場棟 リングバーカー棟外観



製材工場棟・オガ粉パークヤード棟外観



乾燥機 外観

工場の設立(補助金等)

○総事業費 26億2500万円

*事業内訳

・平成19年度

・林業、木材産業振興施設等整備事業(製材工場)

・皮むき設備、製材設備、モルダール設備、小割設備など地域バイオマス利活用交付金事業。

(加工工場の一部)

・林業、木材産業振興施設等整備事業(乾燥機10基、木屑焚きボイラー、幅はぎ設備など)

・平成22年度

・林業、木材産業振興施設等整備事業(乾燥機6基増設)

・平成23年度

*補助率
・国 50% ・県 10~15%
備事業備事業(製材工場)

工場の概要

○敷地面積 60521㎡(約9200坪)
○施設の概要

- ・製材工場棟 木造、2980㎡
- ・湾曲集成材カラマツ 68・9㎡
- ・リングバーカー横パンドリ、リップパー、チップパー
- ・通直集成材県産スギ 187・1㎡、ツインパンドリなど
- ・オガ粉、バンク棟 鉄骨、757㎡ 集塵
- ・ボイラー棟 鉄骨、340㎡
- ・木屑焚ボイラー蒸気蒸発量 12000kg/n
- ・タービン棟 鉄骨、70㎡
- ・タービンコンプレッサ、蒸気タービン
- ・加工工場 鉄骨、4705㎡
- ・モルダーライン、小割ライン、幅はぎラインなど
- ・乾燥機 容量(板材積150㎡)、中温乾燥機 16基

事業内容

- ・スギ中目材24cm以上の原木を有効利用し、集成材用ラミナ板材及びび間柱生産を主体とする製材。
- ・生産品目：間柱、胴縁、ラミナなど
- ・製材加工、コスト削減及びバイオマスの活用によるコストの削減。

生産体制

- 平成25年度計画
- ・雇用 62名・2勤務体制
- ・原木消費量 107500㎡
- ・製品販売量 47000㎡
- ・製品生産量 47000㎡
- ・平成25年9月現在
- 製材品の割合 間柱9、胴縁及びラミナ1

販売先(%) 九州地方20・8、中国地方22・6、関西東海地方33

- ・6、関東地方15・0、四国地方4・3、北陸地方3・8
- ・バイオマス発電により、電気料金 は、年間1000〜2000万円を削減。燃料は、カンナ屑とチップを混合しています。
- ・オガ粉、パーク粉は、家畜及び畑の敷藁として農家に販売。
- ・会社渡しは、1㎡ 600円。
- ・製品にならない木屑は、バイオマス燃料として販売。
- ・発電用ボイラーから排出される灰は、ペレットにして畑の土壌改良材として、農家に販売。

このことから、産業廃棄物としての廃棄は無く、環境に優しい施設運営に努められていました。

熊本県球磨郡球磨村

球磨村役場

球磨村は、総面積のうち山林が88%を占め、基幹産業は農業と林業です。特に木材産業は、村を支える大事な産業であり、山林は、村の大切な財産です。

村は、新しい施策として、平成25年度から法制林化を推進するため、毎年10haの村有林の伐採と造林整備を行い、雇用の創出、人材育成、村民所得の向上を目指しています。

村全体の林業振興を図るため、林道等作業道の生産基盤整備を行い、村づくりの発展に向け、村森林組合と協力しながら取り組んでいます。

球磨村森林組合

球磨村森林組合は、村の多くを占める山林の所有者から、伐採、植林、下草刈り、間伐、その他手入れの経営委託を受け、伐採した木材を搬出するまでの持続的な経営を行っています。

持続的な経営を發揮するために、路網開設などの基盤整備が必要であり、組合では直営による作業道開設に着手しました。

現在までに、約40万㎡の整備を行い、高性能な林業機械での素材生産に力を注いでいます。

なお、各作業部門として、加工販売部では、森林整備部で生産した丸太を直納方式で製材工場やチップ工場に入荷し、製紙会社等へのチップ販売や、九州を中心とした製材品の販売を行っています。

森林観光部では、九州最大の鍾乳洞(球泉洞)をはじめとして、森林館レストラン、地元産物直売所、木製バンガロー(球泉洞休暇村)等、バブル期には、多角経営で、年間5千万円の利益還元を出すなど、村の財政に貢献してきました。



球磨村森林組合を視察中

現況

山林88%のうち67%が人工林であり、スギ、ヒノキが96%を占めている。現在の年齢は主に8から11齢で構成され、組合では、主に間伐を年間18000㎡の素材を生産し、簡易索道で搬出しています。

今後は、既存の作業道を中心に集約化を進め、木材の安定供給と、地元木材を加工する製材工場、チップ工場による付加価値を高めた製品の販売を行うなど、組合員の利益還元に努めるとしています。



球磨村森林組合庁舎

森林組合の概要

- ・設立 昭和30年7月17日
- ・出資金 6580万4千円
- ・組合員 961名
- ・役員 理事10名、監事3名
- ・職員 115名(職員21名、現業職員38名、森林整備員56名)
- ・事業内容

植林、森林整備、伐採搬出、作業道作設、立木買取、調査測量、購買、製材加工販売、くい木加工販売、足場丸太販売、山菜加工販売、木工加工販売、森林観光、球泉洞、森林館、休暇村、観光リフト、レストラン、直売所、ガソリンスタンド

森林組合は、恵まれた森林の循環利用により、林業と山村振興に努められています。また、多角経営の取り組みが地域に大きな貢献をもたらしています。